

公文例式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

公文例式規程の一部を改正する訓令

公文例式規程（昭和 40 年岩手県訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(契約書の形式)</p> <p>第 12 条 契約書の形式は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 委託契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p>注 1 第 9 に記載する延滞金の額は、原則として <u>3.6</u> パーセントとすること。</p> <p>2 [略]</p> <p>(3) 不動産売買契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>[略]</p> <p>第 6 × 甲は、乙が第 3 の引渡期限までに契約物 × 件の引渡しを完了しない場合は、延滞日数に × 応じ、売買代金の額につき年 <u>3.6</u> パーセント × の割合で計算した違約金を徴収することがある。</p> <p>[略]</p> </div> <p>注 この例式に掲げるもののほか、必要に応じて会計規則（昭和 39 年岩手県規則第 15 号）第 111 条第 2 項に規定する事項についても定めること。</p> <p>(4) 物品売買契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>[略]</p> <p>第 7 × 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、× 代価の支払を遅延した場合においては、乙に × 対して、支払の日までの日数に応じ、契約金 × 額につき年 <u>3.6</u> パーセントの割合で計算した × 額の支払遅延利息を支払うものとする。</p> <p>第 8 × 甲は、乙が納入期限までに物品を納入し × ない場合は、延滞日数に応じ、契約金額につ × き年 <u>3.6</u> パーセントの割合で計算した違約金 × を徴収することがある。</p> <p>[略]</p> </div>	<p>(契約書の形式)</p> <p>第 12 条 契約書の形式は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 委託契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">[略]</div> <p>注 1 第 9 に記載する延滞金の額は、原則として <u>3.4</u> パーセントとすること。</p> <p>2 [略]</p> <p>(3) 不動産売買契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>[略]</p> <p>第 6 × 甲は、乙が第 3 の引渡期限までに契約物 × 件の引渡しを完了しない場合は、延滞日数に × 応じ、売買代金の額につき年 <u>3.4</u> パーセント × の割合で計算した違約金を徴収することがある。</p> <p>[略]</p> </div> <p>注 この例式に掲げるもののほか、必要に応じて会計規則（平成 4 年岩手県規則第 21 号）第 109 条第 2 項に規定する事項についても定めること。</p> <p>(4) 物品売買契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>[略]</p> <p>第 7 × 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、× 代価の支払を遅延した場合においては、乙に × 対して、支払の日までの日数に応じ、契約金 × 額につき年 <u>3.4</u> パーセントの割合で計算した × 額の支払遅延利息を支払うものとする。</p> <p>第 8 × 甲は、乙が納入期限までに物品を納入し × ない場合は、延滞日数に応じ、契約金額につ × き年 <u>3.4</u> パーセントの割合で計算した違約金 × を徴収することがある。</p> <p>[略]</p> </div>

注1 [略] 2 この例式に掲げるもののほか、必要に応じて会計規則第111条第2項に規定する事項についても定めること。 (5)・(6) [略]	注1 [略] 2 この例式に掲げるもののほか、必要に応じて会計規則第109条第2項に規定する事項についても定めること。 (5)・(6) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。